

【重要】

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」を改定したことをお知らせします。

3文科教第756号
令和3年10月28日

各都道府県教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
専修学校を置く国立大学法人の長 殿
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長
藤 原 章 夫
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」の改訂について（通知）

各都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）におかれては、各専修学校における令和3年度の学校運営に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策を講じつつ、生徒の学修機会を確保するための様々な工夫等を講じるよう御指導いただきており感謝申し上げます。

令和3年10月11日、「専門学校が主体となって実施する職域接種における「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」の策定について（通知）」（以下「通知」という。）をお知らせしたところですが、本通知でお示した「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」を別添1の通り改訂いたしましたのでお知らせいたします。

また、本改訂と併せて別添2の通り地域貢献認定申請書も改訂しております。今後「地域貢献の認定」を申請される専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）や専門学校を設置する法人（以下「専門学校等」という。）におかれては、改訂後の申請書にご記入の上、令和3年12月17日（金）までに文部科学省大学等ワクチン接種加速化検討チームのメールアドレス（chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp）へお送りください。なお既に申請書をご提出いただいた専門学校等については再度ご提出いただく必要はございません

さらに、多くのお問合せをいただいているご質問については、別添3の通りQ&Aに問を追加しておりますので併せてご確認ください。

各都道府県においては所轄の専修学校に対して、各都道府県教育委員会においては所管の専修学校に対して、国立大学法人においてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省においては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いします。

＜添付資料＞

- 【別添1】「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」（令和3年10月7日文部科学省総合教育政策局長・高等教育局長決定
令和3年10月26日改訂）
- 【別添2】地域貢献認定申請書（第2版）
- 【別添3】大学拠点接種の支援スキーム等に関するQ&A（令和3年10月26日版）

＜参考情報＞

- 専修学校が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種等について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00017.html



- 専修学校等が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種の実施に当たっての留意点等について（周知）

https://www.mext.go.jp/content/20210805-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



【地域貢献認定の申請に関するご質問】

電話：03-5348-2709

対応時間：8:30～17:15(土・日・祝日及び12:00～13:00を除く)

※地域貢献認定のためのサポートデスクを令和3年12月28日まで開設していますので、こちらまでご連絡ください。

E-mail:chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-6734-2915

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）
大学拠点接種に係る地域貢献の基準

令和 3 年 10 月 7 日
(令和 3 年 10 月 26 日改訂)
文 部 科 学 省
総合教育政策局長・
高等教育局長決定

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 8 号・健発 0401 第 11 号・薬生発 0401 第 18 号。以下「要綱」という。）3（21）ウ（ウ）に定める職域接種のうち、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下、「大学等」という。）が行う大学拠点接種における地域貢献の基準等について、以下のとおり定める。

第 1 地域貢献の基準

地方自治体と連携し、大学等において、外部の医療機関が出張して大学拠点接種を行った際、以下に定める要件を満たした場合には、職域接種促進のための支援が可能な地域貢献があつたものと認定し、要綱 3（21）ウ（ウ）の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）において、接種 1 回当たり 1,000 円を上限として会場の設置にかかる経費等の実費を補助できることとする。

（近隣教育機関等への接種）

大学拠点接種において、自大学等（設置する法人が同じである教育機関を含む。）の学生・生徒、教職員以外に、以下に定める接種対象者の合計が総接種人数の 5 % 以上である（ただし、総接種人数が 1,000 人に満たない場合は、1,000 人を母数とする。）か、又は 500 人以上となる場合は、地域貢献が認められるものとする。

- ① 近隣の教育機関の教職員及びその学生・生徒
- ② 自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家族
- ③ 教職員及び学生・生徒・児童・園児の家族
- ④ 地方自治体からの依頼により接種を行った近隣住民
- ⑤ 文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者等

第 2 地域貢献の認定

1. 第 1 に定める基準を満たし、上乗せ支援を希望する大学等は、都道府県への交付金の申請に先立ち、文部科学省に地域貢献認定申請書を提出し、地域貢献の認定を受けた上で、所在する都道府県へ交付要綱に定める必要書類とともに文部科学省から交付された認定に係る文書の写しを提出し、交付金の申請を行うこと。
2. 文部科学省における認定手続には相応の時間を要するため、原則として交付金申請先の都道府県が定める交付金申請締切りの 2 週間前には文部科学省へ別紙

を提出すること。

第3 大学の附属病院が個別接種促進のための支援を受ける場合

要綱3 (21) エ (ウ) に定める「大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合」で、要綱3 (21) ウ (イ) 「②病院における取組」の支援を受ける場合、「第1 地域貢献の基準」の要件を満たし、「第2 地域貢献の認定」の認定を受ける必要がある。

また、要綱3 (21) エ (ウ) に定める「接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合」で、要綱3 (21) ウ (イ) の支援を受ける場合においても同様に、「第1 地域貢献の基準」の要件を満たし、「第2 地域貢献の認定」の認定を受ける必要がある。

大学拠点接種の支援スキーム等に関するQ&A（令和3年10月26日版）

目次

問1	今回、基準を策定した趣旨を教えてください。	2
問2	大学拠点接種のうち、「職域接種促進のための支援」の対象となる場合と支援の内容を教えてください。	2
問3	「職域接種促進のための支援」において補助対象となる「会場の設置にかかる経費等」には何が含まれますか。	3
問4	「職域接種促進のための支援」の対象は外部の医療機関が出張して実施する職域接種を対象としているのですが、大学の診療所が外部の医療機関から医師等の派遣を受けて実施する場合は対象になりますか。	3
問5	「職域接種促進のための支援」以外に活用可能なものはありますか。	4
問6	大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は「職域接種促進のための支援」の対象外で「個別接種促進のための支援」の対象になるとのことですですが、どのような支援が受けられるのでしょうか。	5
問7	外部医療機関（他大学の大学附属病院等）に自大学の学生等が出向いて大学拠点接種を実施している場合に支援はありますか。	5
問8	「職域接種促進のための支援」の請求事務はどこが行うのでしょうか。	6
問9	「職域接種促進のための支援」の費用の請求はどこに行えばよいのか。	6
問10	地域貢献の基準において、「自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家族」とあるが、どのようなものが対象になるのか。	6
問11	自大学で受けられる支援が「個別接種促進のための支援」か「職域接種促進のための支援」のどちらに該当するかわからない場合どうすればよいか。	6
問12	既に「地域貢献認定申請書」を提出してしまった場合に改めて改訂された「地域貢献認定申請様式」を提出する必要はあるか。	6
問13	地域貢献の基準の認定は、新型コロナウィルス感染症緊急包括支援事業を受ける場合にしか申請できないのか。	7
問14	大学として複数会場で実施しており、都道府県も異なる場合もあるが、地域貢献認定は会場ごとで認定を受けるのか。	7
問15	地域貢献の基準における人数の数え方は、1回目のみ接種でも1人として数えて良いのか。	7
問16	申請様式の（イ）自大学等（設置する法人が同じである大学等を含む。）接種人数（学生・生徒、教職員）について、委託業者の社員や非常勤講師は含むのか。	7
問17	大学拠点接種を拠点として実施している大学等に参加してワクチン接種を実施した場合（自大学等が申請主体となって実施していない場合）、地域貢献基準の認定を申請する必要があるか。	8

※専門学校が主体となって実施する職域接種についても、大学拠点接種と同様に「職域接種促進のための支援」の対象になる場合がありますので、こちらのQ&Aを参照ください。

問1 今回、基準を策定した趣旨を教えてください。

文部科学省では、「大学拠点接種」を実施する大学には、他大学の学生や教職員、海外留学を予定している方々、地域の方々などへのワクチン接種にも御対応いただき、社会貢献を形にしていただきたいという考えを示してまいりました¹。

これを踏まえ、外部の医療機関が出張して大学拠点接種を行う場合で、一定の要件を満たす地域貢献を行う大学については、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づく「職域接種促進のための支援」²において、接種1回あたり1,000円を上限として、会場の設置にかかる経費等の実費を支援することとなったところです。

今回、支援を受けるにあたって必要な地域貢献の基準を文部科学省において定め、お知らせするものです。

問2 大学拠点接種のうち、「職域接種促進のための支援」の対象となる場合と支援の内容を教えてください。

大学拠点接種について、以下の要件をいずれも満たす場合に「職域接種促進のための支援」の対象となります。

- ・外部の医療機関が出張して行っている。
- ・文部科学省が定める地域貢献の基準³を満たしていて、文部科学省の認定を受けている。

支援の内容については、接種1回当たり1,000円を上限として会場の設置にかかる経費等の実費を補助します。したがって、会場の設置にかかる経費等が1,000円×接種回数の合計額を下回る場合は、全額補助されますが、上回る場合は、1,000円×接種回数の合計額が補助されます。

なお、大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は、本支援ではなく、「個別接種促進のための支援」⁴の対象となります。詳しくは問6を参照してください。

¹ 例として、「「大学拠点接種」に関する文部科学大臣メッセージ」（令和3年6月22日）。

² 同要綱17~18頁及び「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和3年7月27日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）8頁参照。

³ 別添1「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）「職域接種に対する新たな支援策」大学拠点接種に係る地域貢献の基準」（令和3年10月7日文部科学省総合教育政策局長・高等教育局長決定 令和3年10月26日改訂）。

⁴ 「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」16~18頁及び「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和3年7月27日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）7~8頁参照。

問3 「職域接種促進のための支援」において補助対象となる「会場の設置にかかる経費等」には何が含まれますか。

本支援は医療機関における通常の予防接種の対応を超える費用が対象になります。

具体的には、会場の借り上げ費用、会場設営・撤去費、会場の運営費、会場の感染防止対策に係る費用、会場運営の委託費、接種者の交通費実費、受付や会場誘導、経過観察を行うために臨時に雇用した者（学生アルバイト等）の人工費、接種会場の運営に係る業務に専従する職員の時間外労働や休日労働に係る手当等（時間外労働や休日労働に係る手当等を除く賃金（基本給等）については対象外です。）など、実情を反映して合理的に必要と考えられる費用について対象となります。

ただし、会場の設置等に直接必要とならないものについては対象となりません。

問4 「職域接種促進のための支援」の対象は外部の医療機関が出張して実施する職域接種を対象としているとのことです、大学の診療所が外部の医療機関から医師等の派遣を受けて実施する場合は対象になりますか。

大学内の診療所が独自に大学拠点接種を実施する場合は支援の対象外ですが、大学が大学拠点接種の実施のために新たに医療機関の開設又は巡回健診の届出をした場合であって、

- ・外部の医療機関から医師等を雇用する費用が大学に発生している
- ・大学拠点接種終了後速やかに医療機関又は巡回健診の廃止の届けを提出する
（届け出た自治体で巡回健診の廃止の届出が不要である場合は除く）

のいずれにも該当する場合は、外部の医療機関が出張して実施する接種と実質的に同じものであることから、「職域接種促進のための支援」の対象となります。

なお、外部の医療機関に当該大学の付属病院は含まれず、付属病院から医師等を派遣した場合は、付属病院が大学内で実施している場合と同様に取り扱うこととなります。

問5 「職域接種促進のための支援」以外に活用可能なものはありませんか。

新型コロナワクチン接種については、接種の形態にかかわらず、共通して「ワクチン接種対策費負担金」において、予診や接種に係る医師や看護師等の費用として2,070円／回（時間外：+730円、休日+2,130円）を国が負担することになっています。この負担金に関する請求事務は、職域接種会場申請サイト（OVAS）上の登録区分にしたがって、パターン1の場合は大学側が、パターン2又は3の場合は外部医療機関側が行います。

＜図：費用の請求・支払いの概要⁵＞

新型コロナウィルスワクチン接種の費用の請求・支払の概要（職域接種）

パターン1 企業内診療所で実施	パターン2 外部機関が出張して実施	パターン3 外部機関に出向いて実施	
職員 企業	職員 企業 外部機関	職員 企業 外部機関 企業が指定する 委託先の医療機関	
パターン1	パターン2	パターン3	
市町村からワクチン接種の委託を受けている者	企業内診療所（＝企業）	外部医療機関	外部医療機関
費用請求の実施主体	企業内診療所（＝企業）	外部医療機関	外部医療機関
市町村に直接請求を行う場合	企業内診療所（＝接種会場）が所在する市町村に住民票がある被接種者の費用請求	接種会場が所在する市町村に住民票がある被接種者の費用請求	外部医療機関（＝接種会場）が所在する市町村に住民票がある被接種者にかかる費用請求
国保連を通じて請求を行う場合	それ以外の方の費用請求	それ以外の方の費用請求	それ以外の方の費用請求

※市町村によっては、接種会場が所在する市町村への請求についても、国保連に委託している場合がある

⁵ 「新型コロナウィルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き（第3版）」（令和3年8月3日厚生労働省）52頁。本図においては「企業」と記載していますが「大学等」に読み替えて御参照ください。

問6 大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は「職域接種促進のための支援」の対象外で「個別接種促進のための支援」の対象になるとのことですが、どのような支援が受けられるのでしょうか。

以下の2つの「個別接種促進のための支援」について、大学附属病院の個別接種の実績に、大学拠点接種の実績を上乗せして、支援を受けることができます。なお、この場合、大学拠点接種として実施し支援を受けるのには、地域貢献の基準を満たすことが必要です。

●新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（接種施設数の増加関係）⁶

医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は10万円／日（定額）を交付。

●新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（「病院」における接種体制の強化関係）⁷

特別な体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、7月末まで、8・9月（8月1日～10月2日）、10・11月（10月3日～12月4日）のそれぞれの期間に4週間以上あった場合は医師1人1時間当たり7,550円、看護師等1人1時間当たり2,760円を交付。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（接種施設数の増加関係）」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（「病院」における接種体制の強化関係）」については交付要件がありますので、要件に該当するか確認の上、請求事務を行ってください。

問7 外部医療機関（他大学の大学附属病院等）に自大学の学生等が出向いて大学拠点接種を実施している場合に支援はありますか。

お尋ねの場合、当該大学に対する支援はありませんが、外部医療機関については、「ワクチン接種対策費負担金」に加え、病院に対する「個別接種促進のための支援」を活用できます。支援内容や要件等は問6の回答を御参照ください。なお、この場合、大学拠点接種として実施し支援を受けるのには、地域貢献の基準を満たすことが必要です。

⁶ 「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和3年7月27日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）8頁「・病院への支援」参照。

⁷ 同上参照。

問8 「職域接種促進のための支援」の請求事務はどこが行うのでしょうか。

「職域接種促進のための支援」については、OVAS 上の登録区分にかかわらず大学側が請求事務を行うことになります。

問9 「職域接種促進のための支援」の費用の請求はどこに行えばよいのか。

文科省による認定後は、申請主体となる大学等の本部が所在する都道府県に対して申請をしていただくことになります。詳細については、申請先となる都道府県にご確認ください。

問10 地域貢献の基準において、「自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家族」とあるが、どのようなものが対象になるのか。

大企業が自ら実施可能な職域接種を大学拠点接種において実施するものは、地域貢献基準の算定の対象外となります。ただし、職域接種等において同一会場で2回目の接種を受けることが困難な者を受け入れた場合については、本項目の対象となります。

問11 自大学で受けられる支援が「個別接種促進のための支援」か「職域接種促進のための支援」のどちらに該当するかわからない場合どうすればよいか。

どちらに該当するか不明の場合は、「地域貢献認定申請様式（第2版）」の「2. 交付申請予定の支援」は選択せずにご提出ください。実際の申請に当たっては各都道府県から示される情報を踏まえて該当する支援スキームをご確認ください。

問12 既に「地域貢献認定申請書」を提出してしまった場合に改めて改訂された「地域貢献認定申請様式」を提出する必要はあるか。

再度提出いただく必要はございません。なお、文科省からの地域貢献認定書の交付は、あくまで地域貢献基準に合致することを示すものですので、支援が受けられるのか、どの支援が該当するかは申請先の都道府県から示される情報等を踏まえてご確認ください。

問13 地域貢献の基準の認定は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を受ける場合にしか申請できないのか。

本認定は、都道府県への支援を申請する場合のみに利用することを想定しておりますので、支援に申請予定がない場合の申請はお控えください。なお、申請を希望するものの、受けられる支援内容が不明の場合については、問11に従い申請ください。

問14 大学として複数会場で実施しており、都道府県も異なる場合もあるが、地域貢献認定は会場ごとで認定を受けるのか。

地域貢献認定は同大学で実施した複数会場分をまとめて大学単位で申請ください。また、法人単位で大学拠点接種を実施している場合で、大学と短期大学などが同会場で実施した場合は、会場を有する大学でまとめたうえで当該大学より申請ください。

問15 地域貢献の基準における人数の数え方は、1回目のみ接種でも1人として数えて良いのか。

原則2回接種した人を1人として計上ください。ただし、接種者本人の希望や医療従事者による判断などやむを得ない事情で1回しか接種できなかった場合には1回の接種でも1人として計上いただいてかまいません。申請に当たっては、大学拠点接種終了後の確定値を記入いただきますようお願いします。

なお、医療従事者先行接種など、大学拠点接種の枠組みで接種を受けていない者は人数に含めないでください。

問16 申請様式の（イ）自大学等（設置する法人が同じである大学等を含む。）接種人数（学生・生徒、教職員）について、委託業者の社員や非常勤講師は含むのか。

大学と雇用関係にある者は（イ）に含めてください。委託業者の社員など、大学と雇用関係ない者は、その他の該当する項目に含めていただいて差し支えありませんが、問10も併せてご確認ください。

問17 大学拠点接種を拠点として実施している大学等に参加してワクチン接種を実施した場合（自大学等が申請主体となって実施していない場合）、地域貢献基準の認定を申請する必要があるか。

申請は大学拠点接種を申請主体として実施した大学等から申請ください。他大学等で実施している接種に参加して実施した大学や専門学校から申請いただく必要はございません。